

2. アンケート結果からの現状

(1) アンケートの概要と結果

○アンケートの概要

計画の策定にあたり、障害のある人（障害児を含む）の生活実態や障害福祉サービス等に関するニーズを把握し、検討の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

①調査対象者

- | | | |
|----------------------------|------|---------|
| ・市内の就労継続支援事業所に通所している障害者（児） | 115人 | （回収79人） |
| ・行方市身体障害者福祉協議会会員 | 54人 | （回収31人） |
| ・市障害福祉窓口来所者等 | 18人 | |

②調査方法

- ・就労継続支援事業所等を通して配布・回収
- ・郵送による配布・回収
- ・窓口及び訪問による調査

③調査期間

平成26年8月18日～10月17日まで

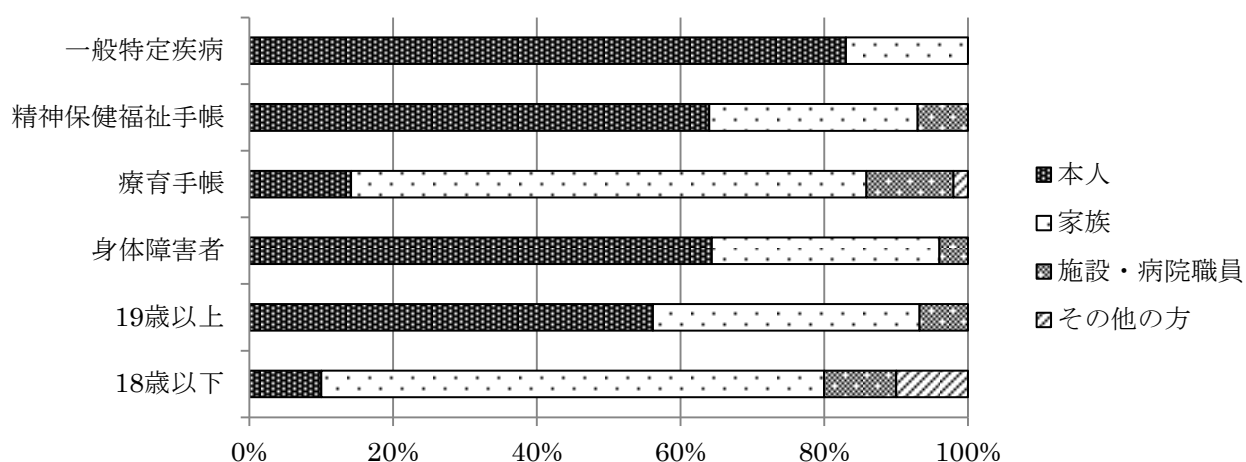
図表 18 年齢区分・障害別の回答件数

区 分		基礎数（件数）	備 考
全 体		128	有効件数
18 歳以下		11	
19 歳以上		115	
障害区分	身体障害	66	身障手帳所持者
	知的障害	48	療育手帳所持者
	精神障害	16	精神障害者保健福祉手帳所持者
特定疾患		8	一般特定疾病受給者証所持者

注1： 障害種類の区分は手帳所持者数ですが、重複所持者等のため、これらの合計は、全体の件数とは異なります

注2： 全体には年齢不詳（記載なし）があるため、18歳以下と19歳以上の合計とは異なります。

図表 19 年齢区分・手帳等種別の回答記入者



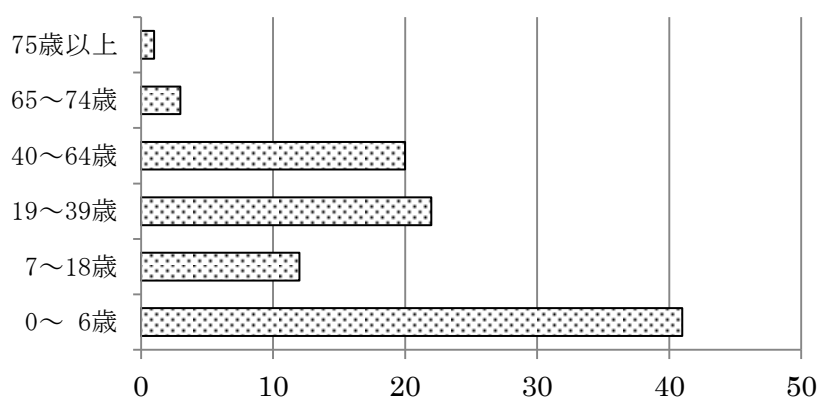
回答記入者の内訳では、18歳以下は「家族」が7%で、「本人」記入は1%です。19歳以上は、「本人」記入が50%です。次いで「家族」記入が33%となっています。

図表 20 年齢構成別の回答数

区 分	0～6歳	7～18歳	19～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	計
回答数	0	11	42	49	11	13	126
構成率	0	9	33	39	9	10	100

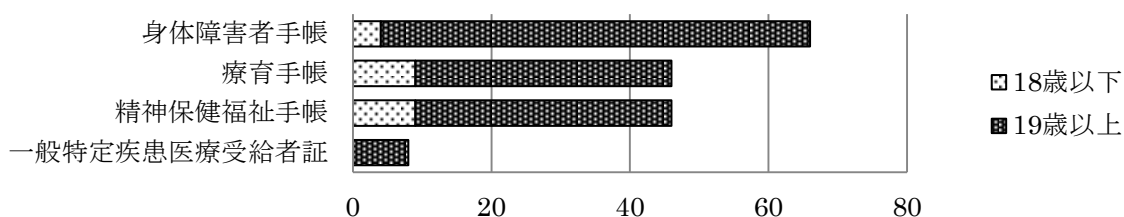
40歳～64歳の層が39%、次に19歳～39歳が33%で過半数を占めています。75歳以上は10%です。65歳以上の高齢者では19%です。一方、18歳以下では9%となっています。

図表 21 発症時期



発症時期は、0歳～6歳が41%と多い。次いで19歳～39歳が22%、40歳～64歳が20%と続いています。

図表 22 手帳等所持者数



図表 23 年齢区分・障害別所持者数

(単位：人)

種類 年齢区分	身体障害者 手帳	療育手帳	精神保健 福祉手帳	一般特定疾患 医療受給者証	計
18 歳以下	4	9	0	0	13
19 歳以上	62	37	16	8	123
計	66	46	16	8	136

全体では、身体障害者手帳所持者（以下「身体障害」）が 66 人、療育手帳所持者（以下「知的障害」）は 48 人（年齢不詳 2 人）、精神保健福祉手帳所持者（以下「精神障害」）が 16 人、一般特定疾患医療受給者証所持者（以下「特定疾患」）が 8 人です。この内、15 人が重複しています。18 歳以下では療育手帳、精神手帳が 9 人と多いのに対し、19 歳以上では、身障手帳が 62 人、次いで、療育手帳が 37 人、精神手帳が 16 人と続いています。

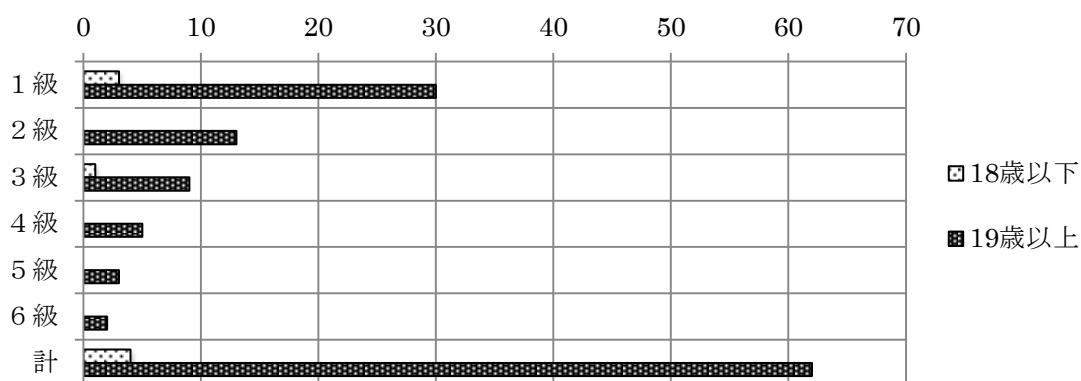
①身体障害者手帳

1 級が 33 人で 5 割を占め、次いで 2 級が 13 人（20%）、1 級及び 2 級の重度合計で 46 人（70%）を占めています。18 歳以下は、1 級が 3 人です。19 歳以上では、1 級が 30 人、2 級が 13 人と続いています。

障害福祉サービスを受けている方は、22 人（33%）が利用しています。

重複者は 14 人（知的障害 9 人、精神障害 3 人、特定疾患 2 人）です。

図表 24 年齢区分・等級別所持者



図表 25 年齢区分・等級別所持者数

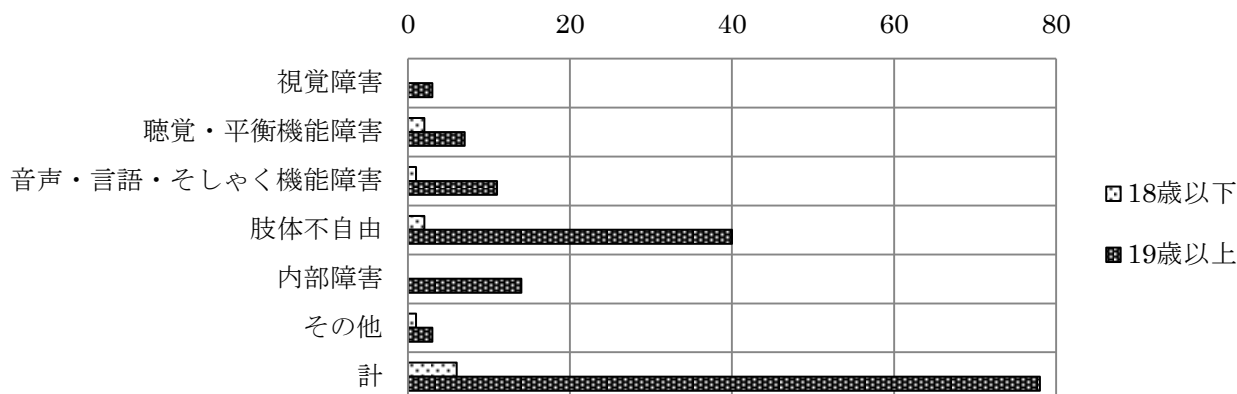
(単位：人)

等級 年齢区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18 歳以下	3	0	1	0	0	0	4
19 歳以上	30	13	9	5	3	2	62
計	33	13	10	5	3	2	66

身体障害を種類別にみると、全体では「肢体不自由」が42人の5割占めています。次いで「内部障害」が14人（17％）です。「音声・言語・そしゃく機能障害」が12人（14％）、「聴覚・平衡機能障害」が9人（11％）と続いています。障害の重複者は、18人（21％）の割合です。

年齢別にみると、18歳以下では「肢体不自由」及び「聴覚・平衡機能障害」が共に2人です。19歳以上では、「肢体不自由」が40人と最も多く、次いで「内部障害」が14人、「聴覚・平衡機能障害」が7人と続いています。2つ以上の障害をもっている方が、18歳以上では2人、19歳以上では13人いるため、上記の等級の人数と種類別での人数に相違があります。

図表 26 年齢区分・種類別所持者数



図表 27 年齢区分・種類別所持者数

(単位：人)

種類 年齢区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	その他	計
18 歳以下	0	2	1	2	0	1	6
19 歳以上	3	7	11	40	14	3	78
計	3	9	12	42	14	4	84

②療育手帳所持者

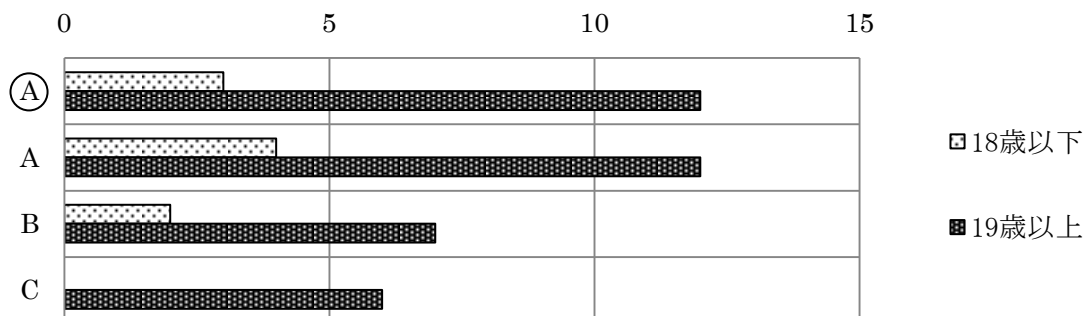
アンケートに回答している人は、全体で48人です。㊤・A共にそれぞれ16人で、次いでBが9人、Cが6人です。

18歳以下では、Aが4人、㊤が3人と続いています。19歳以上では、㊤・A共にそれぞれ12人で、次いでBが7人、Cが6人です。

障害福祉サービスを受けている人は、31人（66％）の方が利用しています。

身体障害との重複者は、9人です。精神障害との重複者は、1人です。

図表 28 年齢区分・等級別所持者数



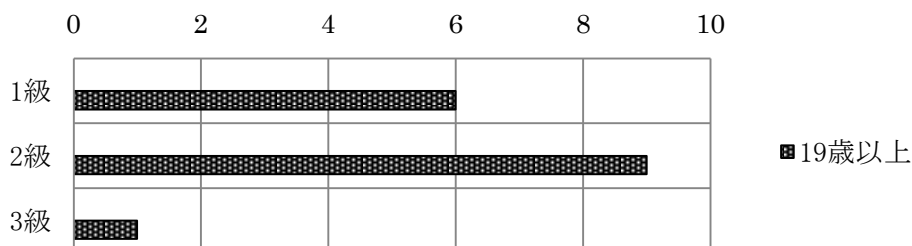
図表 29 年齢区分別所持者数

(単位：人)

年齢区分 \ 等級	①	A	B	C	等級不詳	計
18歳以下	3	4	2	0	0	9
19歳以上	12	12	7	6	1	38
年齢不詳	1	0	0	0	0	1
計	16	16	9	6	1	48

③精神障害者保健福祉手帳所持者

図表 30 等級別所持者数



精神障害は、すべて19歳以上で1級が6人、2級が9人、3級が1人、計16人となっています。

障害福祉サービスを受けている方は、15人（94％）の方が利用しています。

身体障害との重複者は、2人です。知的障害との重複者は、1人です。

④一般特定疾患医療受給者証所持者

一般特定疾患医療受給者証所持者（難病）の方は、19歳以上で8人です。この内2人が障害福祉サービスを受けています。身体障害との重複者は、3人です

○アンケート結果について

(1) 障害福祉サービスについて

①障害支援区分

障害支援区分を「受けている」は、33人（32％）、「受けていない」は、37人（36％）です。「わからない」は、32人（31％）となっています。

年齢構成では19歳～39歳が13人、40歳～64歳で11人となっています。65歳以上の人が「受けている」は5％と低いです。この理由には、介護保険サービスの利用が考えられます。

次の設問のサービスの利用の有無では、サービスを「利用している」が62人います。障害支援区分を「受けている」との差が29人です。「わからない」の32人の内、29人が障害支援区分を受けているものと推察します。

障害別にみると、身体障害17人（26％）、知的障害17人（35％）、精神障害9人（56％）、特定疾患1人（13％）の人が受けています。

図表 31 年齢構成・障害別「支援区分」

(単位：人)

年齢区分	受けている	受けていない	わからない	計	身体	知的	精神	特定
18歳以下	4	3	1	8	17	17	9	1
19～39歳	13	9	12	34				
40～64歳	11	13	16	40				
65～74歳	4	6	1	11				
75歳以上	1	6	2	9				
計	33 (32%)	37 (36%)	32 (31%)	102	17	17	9	1

②サービス利用の有無

福祉サービスを「利用している」は、54%で、ほぼ2人に1人の割合です。

18歳以下の構成率をみると、「利用している」は、9人（82%）、これに対し、19歳以上の構成率では、53人（51%）の方が利用しています。

障害別でみると、身体障害38%、知的障害69%、精神障害94%、特定疾患25%の人が利用しています。

図表 32 年齢区分・障害別「サービス利用の有無」

(単位：%)

区 分	18歳以下	19歳以上	計	身体	知的	精神	特定
利用している	82 (9人)	51 (53人)	54% (62人)	38	69	94	25
利用していない	18 (2人)	49 (51人)	46% (53人)	62	31	6	75
計	100 (11人)	100 (104人)	100 (105人)	100	100	100	100

③「利用している」方のサービス内容

図表 33 年齢区分・障害別「利用中のサービス内容」

(単位：%)

区 分	18歳以下	19歳以上	身体	知的	精神	特定
自宅で、食事や入浴、排せつ、家事介護を受けるサービス	0	9	13	4	6	0
ヘルパー等が付き添う移動支援サービス	0	4	7	0	3	0
施設や病院などで介助サービス	0	11	14	10	10	14
短期間だけ施設で介助サービス	11	8	11	12	3	14
相談支援サービス	0	4	2	6	10	0
福祉サービス事業所で生活訓練及び相談支援	11	21	21	21	26	29
福祉サービス事業所で就労に必要な知識や訓練	22	32	23	27	35	29
施設や病院から地域生活に移行するための相談支援	0	1	0	0	3	0
緊急時の相談支援	0	1	2	0	0	0
福祉サービス事業所で日中、活動の場の提供、訓練等支援	56	3	4	12	3	0
情報提供や相談・調整を行うサービス	0	6	4	10	0	14

18歳以下が「福祉サービス事業所での日中活動系のサービス」が56%を占めています。

19歳以上では、「福祉サービス事業所における就労に必要な知識訓練」が32%、「生活訓練及び相談支援」が21%で、次いで「施設や病院などでの介護サービス」が11%と続いています。

④サービス利用の満足度

18歳以下が「満足」「ほぼ満足」で89%を占めています。19歳以上では、「満足」「ほぼ満足」で84%です。全体的に満足度は、高い状況です。

「不満」「やや不満」としているのは、18歳以下が11%、19歳以上で16%です。

図表 34 年齢区分別「満足度」

(単位：%)

区 分	18歳以下	19歳以上
満足	33	28
ほぼ満足	56	56
やや不満	11	13
不満	0	3

⑤不満と思う理由（内容）

18歳以下で「利用できる回数や日時」が100%です。19歳以上では、「サービスの提供や内容の情報」及び「サービスの費用」がそれぞれ15%となっています。次いで、「サービス利用手続き」、「サービス回数や日時等」が12%と続いています。

図表 35 年齢区分別「不満理由（内容）」（単位：％）

区 分	18歳以下	19歳以上
サービスの提供や内容の情報	0	15
サービスの費用(自己負担)	0	15
サービス利用手続き	0	12
事業者の日時などの調整	0	8
利用できる回数や日時	100	12
サービスの質	0	12
ほかの利用者との関係	0	12
特にない	0	8
その他	0	8

⑥今後（今後も）、利用したいサービス

図表 36 年齢区分・障害別「利用したいサービス」

（単位：％）

区 分	18歳以下	19歳以上	身体	知的	精神	特定
自宅で、食事や入浴、排せつ、家事介護を受けるサービス	4	6	10	3	4	0
ヘルパー等が付き添う移動支援サービス	4	8	9	7	6	6
施設や病院などで介助サービス	0	7	9	4	9	18
短期間だけ施設で介助サービス	16	14	15	20	2	6
相談支援サービス	4	9	6	11	13	6
福祉サービス事業所で生活訓練及び相談支援	8	13	10	13	19	24
福祉サービス事業所で就労に必要な知識や訓練	16	11	6	13	17	6
施設や病院から地域生活に移行するための相談支援	8	5	5	4	9	6
緊急時の相談支援	4	8	9	6	11	0
福祉サービス事業所で日中、活動の場の提供、訓練等支援	24	4	6	7	4	12
情報提供や相談・調整を行うサービス	12	14	17	13	6	18

「障害福祉サービス」を利用している、利用していないにかかわらず、今後とも利用したサービスは、18歳以下で「福祉サービス事業所での日中活動系のサービス」が24%です。次いで「短期だけ施設で介助サービス」及び「就労に必要な知識や訓練」が16%と続いています。

19歳以上では、「短期間だけの施設で介助サービス」及び「情報提供や相談・調整を行うサービス」が14%で、次いで「福祉事業所で生活訓練や相談支援」が13%となっています。

障害別でみると、身体障害が「情報提供や相談・調整を行うサービス」が17%で、次いで「短期間だけ施設で介助サービス」15%と続いています。

知的障害では、「短期間だけ施設で介助サービス」が20%で、次いで「福祉サービス事業所で生活訓練及び相談支援」・「福祉サービス事業所で就労に必要な知識や訓練」・「情報提供や相談・調整を行うサービス」が13%と続いています。

精神障害では、「福祉サービス事業所で生活訓練及び相談支援」が19%、次いで「福祉サービス事業所で就労に必要な知識や訓練」が17%と続いています。

特定疾患では、「福祉サービス事業所で生活訓練及び相談支援」が24%、次いで「施設や病院などで介助サービス」・「情報提供や相談・調整を行うサービス」が18%となっています。

(2) 教育や就労、社会参加について

①平日（昼間）の過ごし方

18歳以下で「幼稚園や保育園、障害児通園施設、学校に通っている」が55%と過半数以上を占めています。次いで、「一般の企業等で働いている」「事業所（作業所）やデイケアに行っている」が18%となっています。19歳以上では、「事業所（作業所）やデイケアに行っている」が40%です。次いで、「就労訓練を受けながら働いている」が15%、「一般の企業等で働いている」が13%となっています。

図表 37 年齢区分「平日（昼間）の過ごし方」

(単位：%)

区分1	区分2	18歳以下	19歳以上
児童・生徒	幼稚園や保育園、障害児通園施設、学校に通っている	55	2
	どこにも通っていない	0	0
働いている方	一般の企業等で働いている（自営も含む）	0	13
	就労訓練を受けながら働いている	18	15
上記以外の方	家事や子育てをして過ごしている	0	3
	趣味やスポーツをして過ごしている	0	3
	治療やリハビリを受けている	0	4
	事業所（作業所）やデイケアに行っている	18	40
	家で介護を受けている	0	4
	施設入所、または病院に入院している	0	3
	特に何もない	0	9
	その他	9	3

②児童・生徒で園や学校のことで困っていることや通っていない理由

「困っていることはない」が21%あるものの、「付き添いがないと通えない」、「ひとりで通えるが、事故が心配」「放課後や長期休暇などにあずける場所がない」がそれぞれ14%です。次いで「園や学校の設備が十分配慮されていない」「障害や病気のない子供と一緒に学べない、遊べない」等が7%と続いています。

図表 38 園や学校で困っていること等

(単位：%)

区 分	構成率
付き添いがないと通えない	14
ひとりで通えるが、事故が心配	14
園や学校の設備が十分配慮されていない	7
障害や病気のない子供と一緒に学べない、遊べない	7
先生や保護者の理解や配慮が足りない	0
周りの子供たちに障害や病気のことが理解されない	7
放課後や長期休暇などにあずける場所がない	14
卒業後の進路の情報が少ない	7
困っていることはない	21
その他	7

③働いて感じていること

18歳以下が「通勤が大変」「収入が得られて満足」「仕事が自分に合っている」「職場に段差などがなく働きやすい」「周囲の理解がある」が20%です。

19歳以上では、「仕事が自分に合っている」が18%、次いで「収入が得られて満足」が10%、「通勤がしやすい」、「周囲の理解がある」が9%と続いています。

図表 39 年齢区分別「働いて感じていること」 (単位：%)

区 分	18 歳以下	19 歳以上
収入が少なく不満	0	12
仕事が自分に合わない	0	2
人間関係が難しい	0	7
身分が不安定	0	2
職場に段差などがあって働きにくい	0	2
通勤が大変	20	6
周囲の理解が足りない	0	3
収入が得られて満足	20	10
仕事が自分に合っている	20	18
人間関係が良い	0	12
身分が安定している	0	2
職場に段差などがなく働きやすい	20	3
通勤がしやすい	0	9
周囲の理解がある	20	9
その他	0	2

④働くことについて

働くことについて、どのように思っているかは、18歳以下では「このまま続けたい」が100%です。

19歳以上でも「このまま続けたい」が78%を占めていますが、「できれば仕事を変えたい」と思っている方は15%です。

図表 40 年齢区分別「働くことについて」 (単位：%)

区 分	18 歳以下	19 歳以上
このまま働き続けたい	100	78
できれば仕事を変えたい	0	15
できれば働きたくない	0	7

⑤平日（昼間）の過ごし方について

児童・生徒や働いている方以外の方が、平日の昼間にどのように過ごしたいと思っているかは、18歳以下では、100%「今の生活を続けたい」意向です。19歳以上でも、「今の生活を続けたい」が59%と過半数を占めています。次いで、「特にない」が15%、「就労訓練を受けながら働いている」が12%と続いています。

図表 41 年齢区分別「今後の過ごし方について」 (単位：%)

区 分	18 歳以下	19 歳以上
学校などに通いたい	0	0
一般の企業等で働きたい	0	7
就労訓練を受けながら働きたい	0	12
今の生活を続けたい	100	59
特にない	0	15
その他	0	7

⑥楽しみや生きがいについて

日頃の楽しみや生きがいをもって生活しているかの間では、18歳以下で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」合わせて80%を占めています。

19歳以上では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」合わせて69%です。やや18歳以下が高い状況です

図表 42 年齢区分別「楽しみや生きがいの有無」 (単位：%)

区 分	18 歳以下	19 歳以上
そう思う	20	32
どちらかといえばそう思う	60	37
どちらかといえばそう思わない	20	22
そう思わない	0	8

(3) 相談・情報提供について

①相談できる知人等について

図表 43 年齢区分・障害別「相談できる知人等の有無」 (単位：%)

区 分	18 歳以下	19 歳以上	身体	知的	精神	特定
いる	100	85	89	86	75	88
いない	0	15	11	14	25	13

気軽に相談できる友人・知人等が「いる」は、18歳以下では100%です。19歳以上では、「いる」が85%と多いが、「いない」も15%います。

障害別でみても、「いる」と答えている人は、身体障害89%、知的障害86%、精神障害75%、特定疾患88%と高い状況となっています。

②安心して相談できる医師について

図表 44 年齢区分・障害別「安心して相談できる医師の有無」 (単位：%)

区 分	18 歳以下	19 歳以上	身体	知的	精神	特定
いる	82	76	84	69	94	63
いない	18	24	16	31	6	38

健康状態や障害について、安心して相談できる医師が「いる」は、18歳以下で82%、19歳以上では76%です。約8割は、相談できる医師がいますが、約2割は相談できる医師がいない状況です。

身体障害84%、知的障害69%、精神障害94%、特定疾患63%です。やや、知的障害、特定疾患が低い状況です。

③相談の情報について

図表 45 年齢区分・障害別「相談先について」 (単位：%)

区 分	18 歳以下	19 歳以上	身体	知的	精神	特定
市役所の窓口	15	20	16	19	16	15
相談支援事業所	8	8	4	12	16	0
障害福祉サービスを提供する事業所	15	23	19	28	32	15
病院・医師	23	23	28	13	26	15
保健センター	0	3	4	1	3	0
社会福祉協議会	8	9	12	9	3	8
障害者相談員	0	2	3	2	0	8
民生委員	0	0	0	0	0	0
インターネットの書き込み	0	2	2	0	3	0

区 分	18歳以下	19歳以上	身体	知的	精神	特定
学校の先生	15	1	2	6	0	0
保健所や福祉相談センター	4	1	1	4	0	0
障害や病気に関係した団体など	4	3	3	2	0	8
その他	8	6	7	4	0	31

相談を得ている情報網は、18歳以下では「病院・医師」が23%で、次いで「市役所の窓口」・「障害福祉サービスを提供している事業所」・「学校の先生」が15%と続いています。

19歳以上では、「障害福祉サービス事業所」・「病院・医師」が23%、次いで「市役所の窓口」が20%、「相談支援事業所」が8%と続いています。 全体的に、「病院・医師」、「障害福祉サービスを提供する事業所」、「市役所の窓口」が情報源となっています。

障害別にみると、身体障害は「病院・医師」が28%、次いで「障害福祉サービスを提供する事業所」が19%と続いています。

知的障害は、「障害福祉サービスを提供する事業所」が28%、次いで「市役所の窓口」19%と続いています。精神障害は、「障害福祉サービスを提供する事業所」が32%、次いで「病院・医師」26%と続いています。

④福祉サービスや日頃の生活で困ること

図表 46 年齢区分・障害別「福祉サービスや日頃の生活で困ること」

(単位：%)

区 分	18歳以下	19歳以上	身体	知的	精神	特定
どこに相談すればよいかわからない	17	22	22	19	16	36
近所に相談するところがない	0	11	5	11	16	9
しっかりと相談にのってもらえるのか不安	42	19	14	30	16	36
障害や病気に対応した相談体制や情報がない	0	19	20	16	28	9
相談先で、周囲の人にまで相談内容が聞こえてしまう	8	3	3	3	0	0
特に困ることはない	33	25	35	19	20	9
その他	0	2	2	2	4	0

福祉サービスや日頃の生活について、必要な情報を集めたり、相談したりするときに困ることは、18歳以下では、「しっかりと相談にのってもらえるのか不安」と答えている方が42%を占めています。その他「どこに相談すればよいかわからない」が17%、「相談先で、周囲の人にまで相談内容が聞こえてしまう」が8%です。合わせて67%が、何かしらの理由で困っています。「特に困ることはない」と答えている方は、33%です。

19歳以上で「特に困ることはない」は25%だが、「どこに相談すればよいかわからない」等、日頃の生活で困ると答えている人は72%です。

障害別にみると、身体障害では「特に困ることはない」と35%が答えていますが、「どこに相談すればよいかわからない」から「相談先で、周囲の人にまで相談内容が聞こえてしまう」までの日頃の生活で困ることについては、64%を占めています。知的障害79%、精神障害76%、特定疾患90%と高い状況となっています。

(4) 外出について

①ひとり外出について

図表 47 年齢区分・障害別「ひとり外出について」

(単位：%)

区 分	18歳以下	19歳以上	身体	知的	精神	特定
ひとりで外出できる	9	49	48	24	44	75
慣れた場所なら行けるが、はじめての場所では付き添いの人が必要	0	12	6	11	31	0
いつも付き添いの人が必要	45	27	30	41	25	13
外出できない	45	12	16	24	0	13

18歳以下の構成率では「いつも付き添いの人が必要」、「外出できない」がともに45%です。
「ひとりで外出できる」方は9%にとどまっています。

19歳以上では、「ひとりで外出できる」方が49%と約5割と高くなっています。次いで「付き添いが必要」と答えている方が27%と続いています。

障害別でみても、「ひとりで外出できる」から付き添いがあれば外出できる方を合わせると、約8割以上が外出できる状況です。

②外出の頻度について

通勤・通学・通所・レジャーなどの外出の頻度については、18歳以下では「ほとんど毎日」が73%、次いで「月に数日」が18%です。

19歳以上では、「ほとんど毎日」が58%、次いで「週に2日～3日くらい」が18%と続いています。

図表 48 年齢区分別「外出の頻度について」 (単位：%)

区 分	18歳以下	19歳以上
ほとんど毎日	73	58
週に2日～3日くらい	0	18
月に数日	18	15
ほとんどしない (外出できない)	9	8

③外出の機会について

図表 49 年齢区分・障害別「外出の機会について」 (単位：%)

区 分	18歳以下	19歳以上	身体	知的	精神	特定
もっと増やしたい	27	17	18	22	19	25
今のままでよい	64	82	80	76	81	63
もっと増やしたい減らしたい	9	1	2	2	0	13

18歳以下では「今のままでよい」が64%と高く、次いで「もっと増やしたい」が27%です。

19歳以上では「今のままでよい」が82%、次いで、「もっと増やしたい」が17%となっています。

障害別でみても、「今のままでよい」と答えている人が、約8割と高い状況ですが、「もっと増やしたい」と答えている人は、約2割となっています。

④外出する際に困ること

図表 50 年齢区分別「外出する際に困ること」 (単位：%)

区 分	18歳以下	19歳以上
付き添ってくれる人がいない	13	14
周りに人の視線が気になる	0	7
障害や病気のある人に対する周囲の理解が少ない	27	13
施設・歩道・交通機関がバリアフリーになっていない	13	6
バスなど移動手段が少ない	13	21
多目的 (障害者等) 用のトイレが少ない	20	10
特にない	13	26
その他	0	3

外出する際に困ことは、18歳以下では「障害や病気のある人に対する周囲の理解が少ない」が27%、次いで「多目的用トイレ少ない」が20%です。

19歳以上では、「特にない」が26%、「バスなどの移動手段が少ない」が21%、次いで「付き添ってくれる人がいない」が14%となっています。

(5) 災害対策について

①ひとり避難について

図表 51 年齢区分・障害別「ひとり避難について」

(単位：％)

区 分	18 歳以下	19 歳以上	身体	知的	精神	特定
できる	9	40	42	17	31	50
できない	82	39	44	61	31	25
わからない	9	22	14	22	38	25

18歳以下で「できる」と答えた方は、9％、「できない」と答えた方は82％と高い状況です。19歳以上では、「できる」が40％、「できない」39％と続いています。障害別でみると、身体障害では「できない」が44％、「できる」が42％となっています。知的障害では、「できない」が61％と高く、「できる」が17％です。精神障害では、「できる」「できない」が31％です。

特定疾患では、「できる」が50％と高く、「できない」が25％となっています。

②近隣での協力者について

図表 52 「近隣での協力者について」(単位：％)

近所等で助けてくれる協力者が、「いる」と答えた方は26％です。「いない」と答えている方は、36％で、「わからない」が38％です。全体として協力者は、3割弱となっています。

区 分	構成率
いる	26
いない	36
わからない	38

③災害時に困ること

図表 53 「災害時に困ること」

(単位：％)

災害時に困ることについては、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が19％、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が18％、「投薬や治療がうけられない」が13％、「救助を求めることができない」が12％、「救助を求めることができない」及び「周囲とコミュニケーションがとれない」が12％となっています。

また「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が10％です。

区 分	構成率
投薬や治療がうけられない	13
補装具の使用が困難になる	3
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	4
救助を求めることができない	12
安全なところまで、迅速に避難することができない	19
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	10
周囲とコミュニケーションがとれない	12
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	18
特になし	6
その他	2

④日頃からの災害の備えについて

日頃からの災害の備えについては、「特にない」と答えている方が37%を占めています。次いで、「緊急連絡先など家族や友人との連絡手段」が17%、「避難場所や避難経路の確認」が11%、「非常用持出袋の用意」が10%と続いています。

図表 54 「日頃からの災害の備えについて」 (単位：%)

区 分	構成率
避難場所や避難経路の確認	11
避難方法の確認	7
避難を手助けしてくれる人	7
非常用持出袋の用意	10
災害に関する情報の入手	9
緊急連絡先など家族や友人との連絡手段	17
特にない	37
その他	3

⑤災害時における避難行動支援者登録制度の利用について

図表 55 年齢区分・障害別「避難行動支援者登録制度について」 (単位：%)

区 分	18歳以下	19歳以上	身体	知的	精神	特定
利用したい（利用している）	50	64	62	71	63	50
利用したくない	50	36	38	29	38	50

18歳以下で「利用したい」と答えている方は、5割で2人に1人の割合です。19歳以上では「利用したい」と答えている人は、64%とやや高く「利用したくない」人は36%となっています。

障害別でみると、身体障害では「利用したい」が62%、知的障害では71%、精神障害では63%、特定疾患では50%となっています。

⑥避難行動支援者登録制度の利用したくない理由

避難行動支援者登録制度の利用したくない理由は、「自分ひとりで避難できる」が37%、「親族や知人が手助けしてもらえる」が33%で、全体の70%を占めています。しかし、一方で「プライバシーの保護が心配」が9%、「近所の人に知られたくない」「他人に助けられたくない」が4%になっています。

図表 56 「避難行動支援者登録制度の未利用理由」 (単位：%)

区 分	構成率
近所の人に知られたくない	4
プライバシーの保護が心配	9
親族や知人が手助けしてもらえる	33
自分ひとりで避難できる	37
他人に助けられたくない	4
その他	13

(6) 安心して暮らせる社会について

①差別・偏見の経験について

ふだんの暮らしの中で障害や難病があるために差別や偏見の経験のある人は、18歳以下では、「とてもある」が9%、「少しある」が73%です。19歳以上では、「特にない」が55%、「少しある」が34%、「とてもある」が11%です。

障害別でみると、身体障害で「とてもある」「少しある」合わせて41%です。知的障害では63%と高く、精神障害では67%、特定疾患では38%になっています。

図表 57 年齢区分・障害別「差別・偏見の経験について」 (単位：％)

区 分	18 歳以下	19 歳以上	身体	知的	精神	特定
とてもある	9	11	3	16	20	13
少しある	73	34	38	47	47	25
とくにない	18	55	59	37	33	63

②嫌な思いについて

嫌な思いをした場面は、「買い物やレジャーの外出先」が24％と多く、次いで「近所つきあい」が16％、「学校など教育の場」・「地域の行事や集まり」が15％、「会社など就労の場」が12％になっています。

図表 58 「嫌な思いについて」 (単位：％)

区 分	構成率
学校など教育の場	15
会社など就労の場	12
地域の行事や集まり	15
近所つきあい	16
買い物やレジャーの外出先	24
病院など医療機関や施設	8
相談機関、相談窓口	7
その他	3

③障害への理解について

市全体で障害への理解がだんだん深まっていると感じているかの問いには、「かなり深まった」「まあまあ深まった」合わせても32％です。一方、「どちらともいえない」「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」合わせて68％を占めています。全体的に障害の理解度が低い状況です。

図表 59 「障害への理解について」 (単位：％)

区 分	構成率
かなり深まった	4
まあまあ深まった	28
どちらともいえない	45
あまり深まっていない	17
まったく深まっていない	6

④将来への不安について

将来への不安については、「健康のこと」が15％と高く、次いで「生活費のこと」が13％、「親に先立たれること」及び「身の周りの援助をしてくれる人がいるかどうかかわからないこと」が12％、「住まいのこと」が11％、「医療のこと」が9％と続いています。

図表 60 「将来への不安について」 (単位：％)

区 分	構成率
住まいのこと	11
結婚のこと	2
健康のこと	15
生活費のこと	13
医療のこと	9
仕事のこと	7
近所との付き合いのこと	3
家族や親せきとの付き合いのこと	4
職場での付き合いのこと	1
親に先立たれること	12
この地域で生活を続けていく為の福祉サービスが不十分なこと	5
身の周りの援助をしてくれる人がいるかどうかかわからないこと	12
その他	1
特に不安はない	4

⑤将来どのように暮らしたいかについて

将来の暮らし方については、「家族と一緒に暮らしたい」が55%と高く、次いで「福祉施設（高齢者や障がい者施設）で暮らしたい」が19%、「仲間と一緒に（グループホーム）に暮らしたい」が18%と続いています。

図表 61 「将来の生活について」 (単位：%)

区 分	構成率
ひとりで暮らしたい	6
家族と一緒に暮らしたい	55
福祉施設（高齢者や障がい者施設）で暮らしたい	19
仲間と一緒に（グループホーム）に暮らしたい	18
その他	1

⑥成年後見制度の認知度について

知的障害や、精神障害等の理由により、判断能力が十分でない方の為の権利である成年後見制度の認知度は、「制度名は聞いたことがあるが内容は知らない」が44%、「制度名も内容も知らない」が32%で、内容をよく知らない人が76%という状況です。

図表 62 「成年後見制度の認知度について」 (単位：%)

区 分	構成率
制度名も内容も知らない	32
制度名は聞いたことがあるが内容は知らない	44
制度名も内容も知っている	23

⑦成年後見制度の利用について

成年後見制度の利用については、「すでに利用している」が1%、「今は利用しないが、将来は利用したい」が39%と高い。「わからない」が40%です。

図表 63 「成年後見制度の利用について」 (単位：%)

区 分	構成率
すでに利用している	1
今は利用しないが、将来は利用したい	39
利用したいと思わない	20
わからない	40
計	100

(7) 行方市障害福祉の取り組みについて

行方市における障害福祉の満足度及び、重要度は次のとおりです。

障害福祉の満足度では、全体的には「満足」「まあ満足」合わせて5割を占めているものの、「移動の便利さ」「暮らしやすい住宅の整備」「入所施設の整備」や「グループホームの整備」については60%以上の人が不満に思っています。

重要度においては、「重要」「やや重要」合わせて96%を占めています。

図表 64 「障害福祉の満足度・重要度について」

(単位：%)

区 分	満足度				重要度			
	満足	まあ満足	やや不満	不満	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない
障害に対するまち全体の理解を深める取組	5	55	29	11	71	25	2	2
ボランティアなどの福祉活動	6	61	27	6	58	32	10	0
行事やイベント、スポーツなど、地域の交流機会	15	52	26	7	39	45	13	3
学校などの福祉教育	5	57	30	8	64	33	3	0
障害児への学校教育	8	51	34	7	72	27	1	0
障害児への保育環境	7	45	37	12	76	22	2	0
働く場の確保	8	33	38	21	78	22	0	0
総合支援法以外の福祉サービス	4	51	35	11	68	29	3	0
健康相談、健康診査	10	56	28	6	68	30	2	0
医療やリハビリ体制	8	46	33	13	74	24	0	1
点字や手話、字幕放送などによる情報提供	5	57	25	12	66	27	6	1
障害者の人権擁護	7	55	26	13	76	22	1	1
相談窓口の使いやすさ	7	56	32	5	69	29	1	0
災害時や緊急時の避難・支援	0	42	47	11	74	24	1	1
まちなかの歩きやすさ、移動の便利さ	1	17	45	37	66	28	4	2
公共施設などの使いやすさ	3	46	42	9	61	35	4	0
生活安定の為に年金や手当の充実	11	33	35	20	82	17	1	0
障害があっても暮らしやすい住宅の整備	3	31	52	14	76	22	2	0
障害福祉サービスや制度の情報提供	4	46	38	12	73	26	1	0
作業所の整備	9	47	37	7	69	25	3	2
入所施設や短期入所施設の整備	4	34	44	19	67	29	4	0
グループホームの整備	6	25	48	20	67	27	3	2
障害児の通所（あずかり）施設の整備	3	42	44	12	64	34	2	0
全 体	6	45	36	13	69	27	3	1

(2) アンケート結果からの課題等

行方市地域自立支援協議会において、アンケートをもとに協議を行った結果等については、次のとおりです。

① 障害福祉サービスについて

現 状

- 障害者の指定を受けている介護保健施設では高齢者が中心になっており、障害者を数多く受け入れることができない。また、受け入れる職員の対応が不慣れであり、知的、精神障害者の対応が難しい。
- 特別支援学校の生徒を実習で受入れてくれる事業所が市内にあるので、体験により子供の適性を見ながら移行先を探している。

要 望

- 市内に短期入所ができる施設やグループホームがないので造ってほしい。
- 障害児に対する日中一時支援や放課後等デイサービスの利用できる施設が市内に1箇所のみであり、人数や時間に制限があるため、不足分は他市の施設で対応している。利用できる施設の拡充と時間延長してほしい。
- 働いている親は、事業所への送迎が大変であるため、送迎サービスを充実してほしい。

② 就労・社会参加について

現 状

- 行方市（鹿行地域）には、障害者を雇用する企業が少ない。
- 就職した障害者が定着するためには、種々支援が必要である。
- 就労支援事業所から一般就労者の交通手段は、自転車・家族の送迎・乗り合いタクシー・自転車就労場所へ転居となっている。
- 就労継続支援B型事業所から、市内の介護老人保健施設等へ数人就職している。
- 交通の便が悪く、自立通勤が困難である。

要 望

- 就労継続支援A型事業所が望まれる。

③ アンケートからの課題

安心して暮らせる社会づくり

普段の暮らしの中で19歳以上が、差別や偏見を少しでも感じているが45%、18歳以下では82%と多くを占めています。

18歳以下で外出する際に困ることは「障害や病気に対する周囲の理解が少ない」と感じる人が27%です。

今後、市全体の「障害」に対する理解を深め、障害を持つ方々が、嫌な思いをすることなく生活できる社会づくりに取り組んでいく必要があります。

相談・情報提供体制づくり

「相談できる友人等がいる」人は18歳以下では100%で、19歳以上では85%です。一方、19歳以上の「相談できる人がいない」人が15%います。

また、「安心して相談できる医師がいない」人は18歳以下、19歳以上とも20%弱です。

「どこに相談してよいかわからない」人が17%、「しっかりと相談にのってもらえるか不安」に思っている人が42%を占めています。

今後、相談窓口の周知としっかりと相談にのれる体制づくりをしていくことが重要です。

行方市障害福祉の取組について

まちなかの歩きやすさ、移動の便利さについては「やや不満」が45%、「不満」が37%で全体で82%の人が不満を感じています。また、グループホームの整備については、「やや不満」が48%、「不満」が20%、全体で68%の人が不満に思っています。

入所施設や短期入所施設整備では、「やや不満」が44%、「不満」が19%、全体で63%の人が不満に感じています。

やはり、行方市においては社会参加や就労を継続するうえでも移動手段の確保が重要となっています。また、地域移行を推進するためにもグループホームや短期入所のできる施設の整備が切望されています。

3. 第3期計画の評価

第3期計画の平成26年度目標値の進捗状況や障害福祉サービス等の計画見込量に対する実績、サービスの広域利用の状況などを把握し、第3期の実績を評価します。

(1) 平成26年度目標値の進捗状況

本計画は、障害のある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成26年度を目標年度として、3つの目標値を設定しました。

なお、第3期計画で掲げた目標と平成26年度までの実績は、次のとおりです。

① 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者数は、平成26年12月現在で68人です。これは平成26年度の目標値55人に対し、13人の増加になります。

施設入所者の地域移行は、介護者の高齢化等により在宅障害者の介護には限界があり、やむを得ず施設入所を選択する場合も少なくありません。

施設入所者の地域生活への移行は第3期の目標値3人に対して平成26年度の移行実績は0人となっており、第3期計画における主旨である地域生活への移行についてはまだまだ実施が困難な現状となっています。

図表 65 施設入所者の地域移行目標と実績

(単位 人)

事 項	第3期の目標	平成26年度実績
地域移行者	3	0
施設入所者数	55	68

② 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

平成25年度に茨城県で実施した精神障害者の地域移行状況調査結果によると、行方市で1年以上の入院者数は77人で、そのうち病状が安定し退院可能な人は6人という状況です。

また、5年以上入院している65歳以上の患者で、平成25年10月1日から平成26年9月30日の間における退院者数は4人です。退院先は転院によるもの1人、死亡によるもの1人、高齢者福祉施設への移行者1人、家庭への移行者は1人のみとなっています。

精神障害者の地域生活移行を推進するためには、退院後の住まいの場や日中活動の場の確保が必須です。また、地域で生活していくためには、困ったときに相談に乗ってくれる支援者がなくてはなりません。病院と地域の移行支援事業所等の連携強化を推進し、精神障害者の地域生活への移行のための環境を整備していくことが重要です。

③ 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労への移行は、平成26年度の目標値6人に対して、移行実績は4人となっています。

内訳は、市内就労継続支援B型事業所「いもや」から1人、「フリーダム」から2人、ブリッジタウンから1人が一般就労へ移行しました。就職後は様々な困難に遭遇することが予想されますので、障害者支援事業所や、障害者就業・生活支援センター「まつぼっくり」等を中心とした継続的な支援がなくてはなりません。

図表 66 一般就労移行者数

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般就労移行者数	0	1	3	4	4	4
就労支援事業所名		フリーダム	フリーダム ブリッジタウン	フリーダム ブリッジタウン	フ リ ー ダ ム ブリッジタウン	フリーダム ブリッジタウン いもや

(2) 障害福祉サービスの利用実績

① 訪問系サービス

図表 67 訪問系サービスの内容

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の移動の援護を行います
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

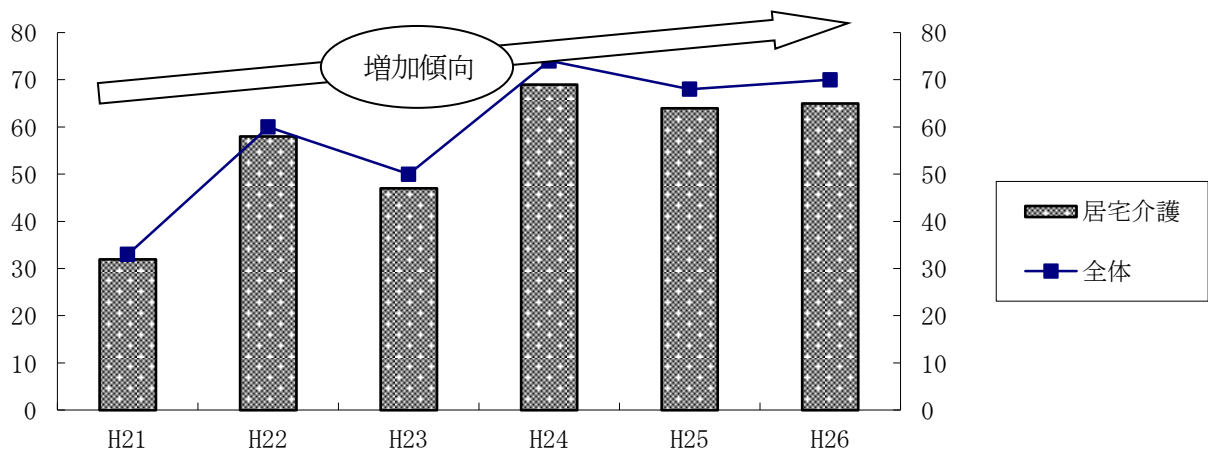
図表 68 訪問系サービスの利用実績 (実利用者数)

居宅介護サービスの利用者数は、計画目標値を大きく上回っているが、行動援護や同行援護の利用者は少ない。サービスに関する周知を行い、必要な人が利用できるような体制づくりが必要である。

(単位:人、%)

年 度 種 別	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	目標値	実 績	達成率	目標値	実 績	達成率	目標値	見込量	達成率
居宅介護	40	69	172.5	53	64	120.8	55	65	118.2
重度訪問介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
行動援護	2	1	50.0	2	1	50.0	2	1	50.0
同行援護	5	4	80.0	5	3	60.0	5	4	80.0
重度障害者等包括支援	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	47	74	157.4	60	68	113.3	62	70	112.9

図表 69 利用者数の推移



② 日中活動系サービス

図表 70 日中活動系サービスの内容

サービス種別	実施内容
生活介護	常時介護が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練) (県立リハビリセンター等)	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間 (18 か月)】
自立訓練(生活訓練) (県立リハビリセンター等)	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間 (24 か月)】 【長期入院・入院 (36 か月)】
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間 (24 か月)】
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

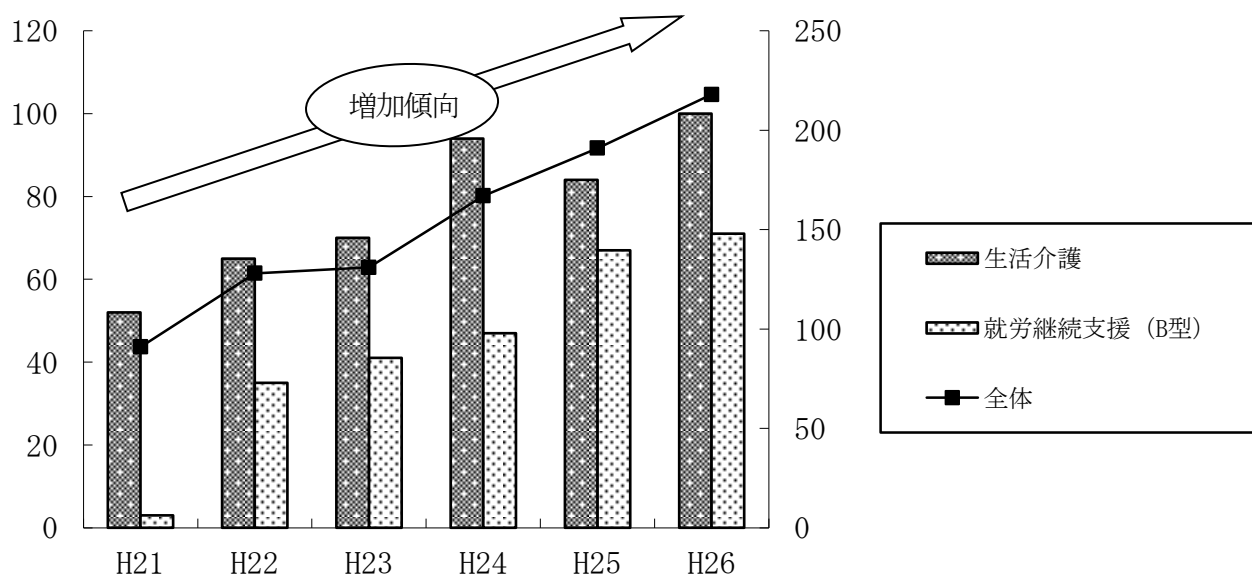
図表 71 日中活動系サービスの利用実績

(単位:人、%)

種 別	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	目標値	実 績	達成率	目標値	実 績	達成率	目標値	見込量	達成率
生活介護	80	94	117.5	82	84	102.4	84	100	119.0
自立訓練(機能訓練)	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
自立訓練(生活訓練)	2	4	200.0	2	1	50.0	3	3	100.0
就労移行支援	10	1	10.0	10	6	60.0	10	8	80.0
就労継続支援(A型)	0	1	-	0	2	-	0	4	-
就労継続支援(B型)	45	47	104.4	60	67	111.7	60	71	118.3
短期入所	15	12	80.0	15	12	80.0	15	11	73.3
療養介護	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0
計	158	167	105.7	175	191	109.1	178	218	122.5

生活介護や就労継続支援B型事業所が市内に増えたので、利用者は目標値以上に増加している。
就労移行支援や就労継続支援A型事業所は市内に無いためか利用者は少ない。

図表 72 利用者数の推移



③ 居住系サービス

図表 73 居住系サービスの内容

サービス種別	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を行います。平成26年度にグループホームに一元化された。
施設入所支援	施設へ入所している人に、夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

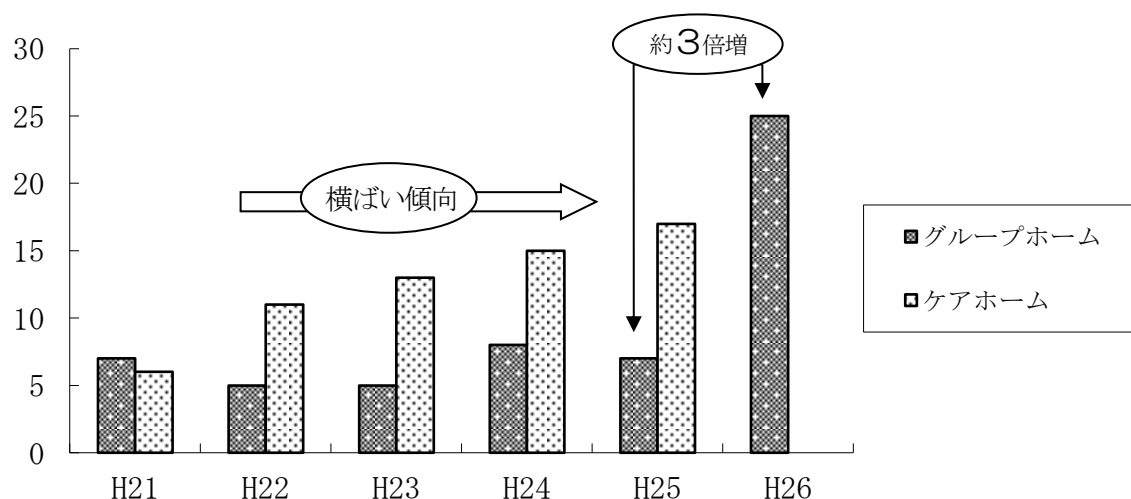
図表 74 居住系サービスの利用実績

施設入所支援は、3年間で9人減の目標に対し、7人の増加見込みになります。また、平成26年度においては、グループホーム利用者が急増しています。これは、ケアホームとグループホームが一元化されたことにより、ケアホームが無くなり、利用者の多くがグループホームに移行したためと考えられます。

(単位:人、%)

種 別 \ 年 度	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	目標値	実 績	達成率	目標値	実 績	達成率	目標値	見込量	達成率
共同生活援助 (グループホーム)	6	8	133.3	6	7	116.7	6	25	416.7
共同生活介護 (ケアホーム)	13	15	115.4	13	17	130.8	13	0	0.0
施設入所支援 ※減少目標値	64	61	104.9	60	63	95.2	55	68	80.9
計	83	84	-	79	87	-	74	93	-

図表 75 利用者数の推移



④ 相談支援

障害者の相談支援体系は、平成24年4月に改正され図表76のようになっています。
基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援の3つに大きく分類されており、内容については次のとおりです。

① 基本相談支援

障害者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行う。

② 地域相談支援

・地域移行支援

病院や施設で長期入所等していた方が地域で生活するための住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

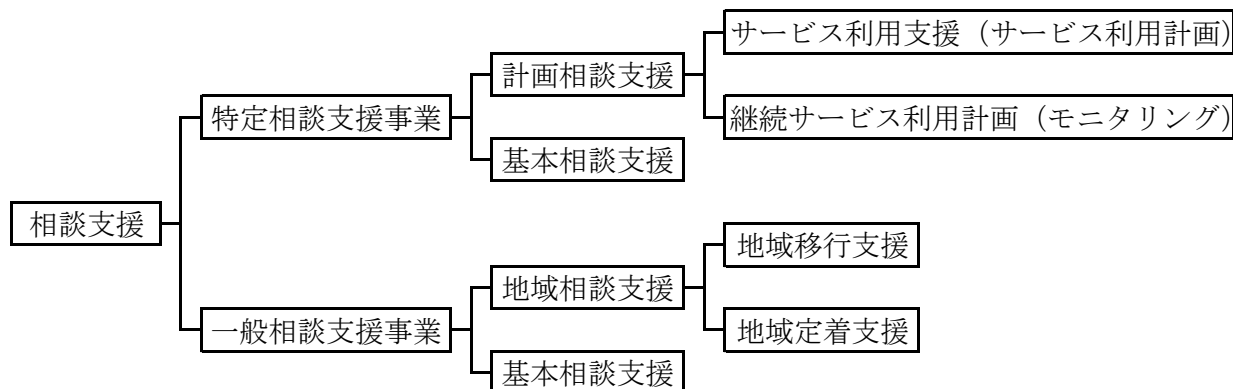
・地域定着支援

居宅で一人暮らししている方について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などの支援をします。

③ 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する人が地域で安心して、充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。(平成26年までにサービス受給者全員対象)

図表 76 相談支援体系について



計画相談支援については、26年度までにサービス利用者全員の個別支援計画を作成することになっていましたが達成率は87.9%に留まっています。

相談支援事業所は、目標値より多く設置されていますが、100%の計画相談を達成するためには、更なる増設及び事業所における相談支援専門員の増員が望まれます。

図表 77 相談支援の実績

(単位:人、%)

年 度 種 別	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	目標値	実 績	達成率	目標値	実 績	達成率	目標値	見込量	達成率
相談支援事業所	2	2	100.0	2	2	100.0	2	4	200
計画相談支援	81	16	19.8	161	104	64.6	239	210	87.93
地域移行支援	3	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0
地域定着支援	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0
計	88	18	-	168	106	-	244	213	-

⑤ 障害児通所支援

障害児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月より児童福祉法を根拠規定に一本化され、障害の種別に関係なく「障害児通所支援」・「障害児入所支援」として体系も再編されました。

図表 78 障害児施設・事業体系

〈障害者自立支援法〉【市町村】

児童デイサービス

〈児童福祉法〉【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設

重症心身障害児（者）
通園事業（補助事業）

通所サービス

〈児童福祉法〉

【市町村】

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型発達支援
- ・ 放課後等デイサービス（新）
- ・ 保育所等訪問支援（新）

知的障害者施設

盲・ろうあ児施設

肢体不自由児施設（医）

肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設

入所サービス

【都道府県】

障害児入所支援

- ・ 福祉型
- ・ 医療型

※「(医)」＝医療提供施設

○障害児通所支援の内容

・放課後等デイサービス

授業の終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行います。

・児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

・医療型児童発達支援

児童発達支援と治療を行います。

・保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

障害児通所支援を利用する時は、市へ障害支援区分の認定について申請を行い、支給決定を受けた後利用する事業所と契約を結びサービスを利用します。平成25年度より、市内の事業所において、放課後等デイサービスが利用可能となったため、利用者が大きく増加しています。

図表 79 障害児通所支援の実績

(単位:人、%)

年 度 種 別	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	目標値	実 績	達成率	目標値	実 績	達成率	目標値	見込量	達成率
放課後等デイサービス (コスモス館、ディホームきらきら)	-	3	-	-	23	-	-	21	-
児童発達支援 (チャイルドハウスひまわり)	-	1	-	-	4	-	-	3	-
医療型児童発達支援	-	0	-	-	0	-	-	0	-
保育所等訪問支援	-	0	-	-	0	-	-	0	-
計	-	4	-	-	27	-	-	24	-

⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定後サービス事業者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画の作成を行います。

図表 80 障害児相談支援の実績

(単位:人、%)

年 度 種 別	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	目標値	実 績	達成率	目標値	実 績	達成率	目標値	見込量	達成率
障害児相談支援	-	0	-	-	19	-	-	23	-

(3) 地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業の利用実績については、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業で、計画見込量を上回る実績となっています。日常生活用具給付事業に関しては、障害の原因となる疾病の予防、早期発見、早期治療にも留意していく必要があると思われます。また、利用者の少ない意思疎通支援事業

等についてはサービスを必要とする人が利用することができるよう制度の詳細について周知を行っていく必要があります。

図表 81 地域生活支援事業の利用実績

区 分		年 度	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
				目標値	実 績	達成率	目標値	実 績	達成率	目標値	見 量	達成率
相談支 援事業	障害者相談支援事業 （メイプル）	箇所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	
	地域自立支援協議会		有	有	－	有	有	－	有	有	－	
意思疎 通支援 事業	手話通訳者 ・ 要約筆記者派遣事業 ※県聴覚障害者協会へ委託	人	3	3	100.0	4	2	50.0	5	3	60.0	
日 常 生 活 用 具 等 給 付 事業	介護・訓練支援用具 （介護ベット・特殊マット、特 殊尿器、移動リフト等）	件	10	11	110.0	10	2	20.0	11	4	36.4	
	自立生活支援用具 （入浴・浴槽用いす、すのこ、 ポータブル便器、つえ等）		3	6	200.0	3	4	133.3	4	4	100.0	
	在宅療養等支援用具 （電気式たん吸引器、透析液加 温器、ネブライザー等）		6	7	116.7	6	5	83.3	7	4	57.1	
	情報・意思疎通支援用具 （拡大読書器、文字読み上げ装 置、点字器、人工喉頭等）		10	2	20.0	10	6	60.0	11	6	54.5	
	排泄管理支援用具 （ストマ用品・洗腸用具、紙お むつ等）		370	465	125.7	410	489	119.3	450	490	108.9	
	居宅生活動作補助用具 （居室、玄関、台所、トイレな どの住宅改修（風呂以外））		3	4	133.3	3	4	133.3	4	0	0.0	
移動支援事業 （市社協、装の会、ユーアイ）		箇所	4	4	100.0	5	4	80.0	6	4	66.7	
		人	20	13	65.0	21	13	61.9	22	14	63.6	
地域活動 支援セン ター	Ⅰ 型 メイプル（精神）	箇所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	
		人	4	4	100.0	5	5	100.0	6	2	33.3	
	Ⅲ型 スマイルハウス（精神） れいめい（精神）	箇所	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0	
		人	5	5	100.0	5	3	60.0	6	3	50.0	
	Ⅲ型 ドリームハウス （知的・身体）	箇所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	
		人	28	31	110.7	29	27	93.1	30	26	86.7	
更生訓練費事業 茨城県立リハビリセンター		箇所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	
		人	0	0	－	0	0	－	0	0	－	
日中一時支援事業 （鹿島育成園、たまりメリーホーム、はーと ふるビレッジ 等）		箇所	11	14	140.0	11	16	145.5	12	17	141.7	
		人	20	11	55.0	22	12	54.4	24	26	108.3	

区 分 \ 年 度	単 位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
		目標値	実 績	達成率	目標値	実 績	達成率	目標値	見込量	達成率
生活サポート事業	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
点字・声の広報等発行事業		行方市社会福祉協議会で実施								
自動車運転免許取得費助成事業	件数	1	1	100.0	1	0	-	2	1	50.0
訪問入浴サービス事業	件数	5	5	100.0	6	4	66.7	7	4	57.1
自動車改造費助成事業	件数	1	5	500.0	1	4	400.0	2	1	50.0

4. 今後の課題と方向性

第3期までの障害福祉サービス等の利用状況、障害児を持つ保護者や自立支援協議会委員等の声から、これからの障害者施策を進める際には、以下のような課題があげられます。今後これらの課題に積極的に取り組みその実現に努めます。

（1）福祉施設や精神科病院からの地域移行促進

① 住まいの確保に対する支援

病院や福祉施設等を退所して地域で生活するためには生活の基盤が重要です。

地域移行を支える基盤として、また、地域での自立した生活の基盤として、グループホーム等の増設や継続的な運営のための支援が求められている状況です。

② 日中活動を支援するサービスの充実

日中活動を支援するサービスに就いては、平成21年度以降、就労継続支援B型の施設が5カ所開設し、日中の活動の場として通所者が拡大しているところですが、就労移行支援、就労継続支援A型事業所のように市内の基盤が整っていないサービスがあります。平成29年度を見据え、サービス事業所の育成への働きかけが必要です。

③ 自宅での生活を支える訪問系サービスの基盤整備

福祉施設からの地域移行を見据えると、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの充実が不可欠です。しかしながら、全国的な傾向として、福祉の従事者不足が問題化されており、訪問系サービスの充実に向けては、ホームヘルパーの人材確保、育成のための支援を検討する必要があります。

（2）福祉施設利用者の一般就労への移行促進

3期計画期間中（平成24年度～平成26年度）は就労継続支援B型事業所及び就労移行支援事業所利用者から12人が一般就労へ移行しています。

今後は、市内での整備が遅れている就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所の確保、そして、就労継続支援B型事業所の充実を通じて、就労支援の基盤整備を進めていく必要があります。

また、企業に対し理解を促す取り組みの具体化や移行後の定着支援の取り組みが課題です。

（3）障害児への支援について

障害児に対しては、早期から適切な療育を行うことが障害の軽減と発達の面で重要です。

保護者に対しては、安心して養育ができるようにするための支援の充実も欠かせません。

今後は、幼児期から学齢期、さらには成人に至るまで、切れ目なく一貫性のある支援が行える仕組みづくりが課題としてあげられます。この課題に対しては、保健・福祉・教育等の関係機関の更なる連携が求められます。

障害児に対する日中一時支援や放課後等デイサービスの利用者は増加していますが、市内で利用できる事業所はまだ少なく人数や時間に制限があるため、他市の施設を並行して利用する場合も多くみられます。身近な地域でサービスを受けられるような支援体制が望まれています。

3章 計画期間の成果目標の設定

1. 平成29年度の成果目標の設定

- (1) 施設入所者の地域生活への移行促進
- (2) 精神科病院から地域生活への移行促進
- (3) 福祉施設から一般企業への移行促進
- (4) 地域生活支援拠点等の整備

1. 平成29年度の成果目標の設定

第4期の障害福祉計画では、国の基本指針に基づき、計画の最終年度である平成29年度を目標年度として、次の項目について目標を掲げます。

- 施設入所者の地域生活への移行促進
- 精神科病院から地域生活への移行促進
- 福祉から一般就労への移行促進
- 地域生活支援拠点等の整備

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進

① 国の方針

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行するものとする。
- ・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減する。

② 本市の目標

国の方針に基づく地域移行者数は、平成25年度末の入所者数（63人）の12%で8人です。また、施設入所者数については、平成25年度末の施設入所者数の4%で3人の削減となりますが、行方市では、第3期計画の実績や介護者の高齢化、居住環境等を考慮し、目標値を図表82のように設定しました。

地域生活への移行を推進するために、障害者に対する理解を深めるための取組みをはじめ、居住の場となるグループホームの増設や日中活動の場となる就労支援事業所の充実を図ります。

図表 82 本市における施設入所者数及び地域移行者数の目標

項 目	数 値
平成25年度末の施設入所者数（実績）	63
平成29年度末の施設入所者数（目標値）	63
平成29年度末の地域移行者数（目標値）	4

図表 83（参考）地域生活移行者数（第3期計画実績）

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込量）
地域生活移行者数	0	0	0

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

① 国の方針

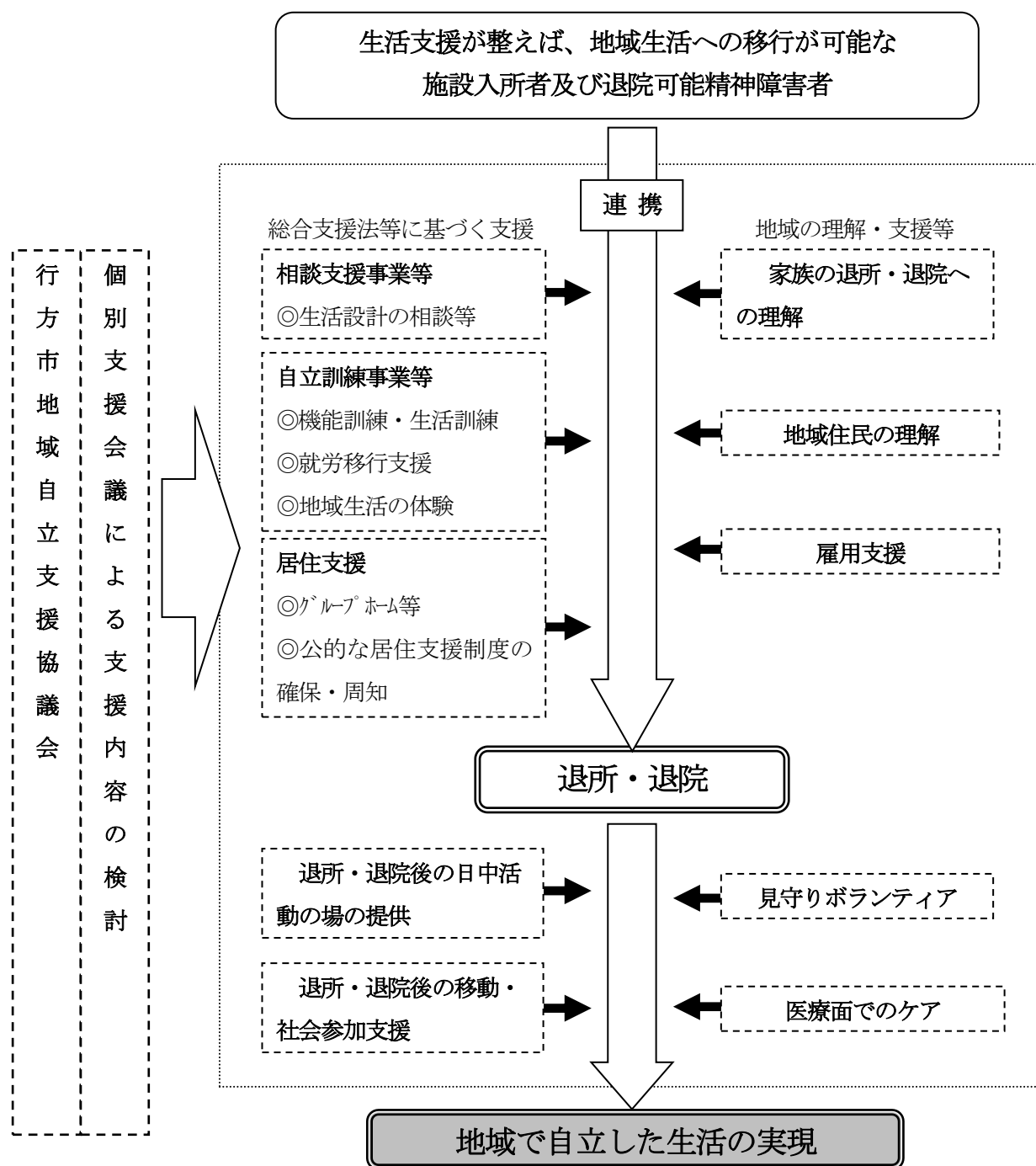
- ・入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
- ・1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少する。

② 本市の目標

精神障害者の地域移行を推進するためには、病院と地域移行・地域定着事業所や地域（自治体・家族）等が連携して関わるのが重要です。

地域で家族と一緒に生活できるのが理想ですが、それが困難な場合はグループホーム等の居住施設が必要になります。そして、定期的に病院へ通院し、服薬管理ができ、日中活動の場、生活費の確保ができ、安心して生活できるような支援、体制づくりが必要です。

図表 84 地域生活への移行支援



(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行促進

① 国の方針

- ・福祉施設から一般就労への移行者を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・就労移行支援事業所の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

② 本市の目標

福祉施設利用者が一般就労するには、基礎体力の養成、対人関係の構築、定着支援などが必要です。

本市内には、就労移行支援事業所が未設置のため、今後は、就労継続支援B型事業所や鹿嶋市内にあるブリッジタウン等で必要な訓練を受けながら、常陸鹿嶋公共職業安定所と障害者就業・生活支援センターまつぽっくりと連携し、就労移行の充実を図り、目標値の実現を目指します。

図表 85 本市における福祉施設から一般就労移行者数 (単位：人)

項 目	数 値
平成24年度の一般就労移行者数 (実績)	4
平成29年度の一般就労移行者数 (目標値)	8

図表 86 (参考) 一般就労移行者数 (第3期計画実績)

(単位：人)

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込量)
年間一般就労移行者数	4	4	4

(4) 地域生活支援拠点等の整備

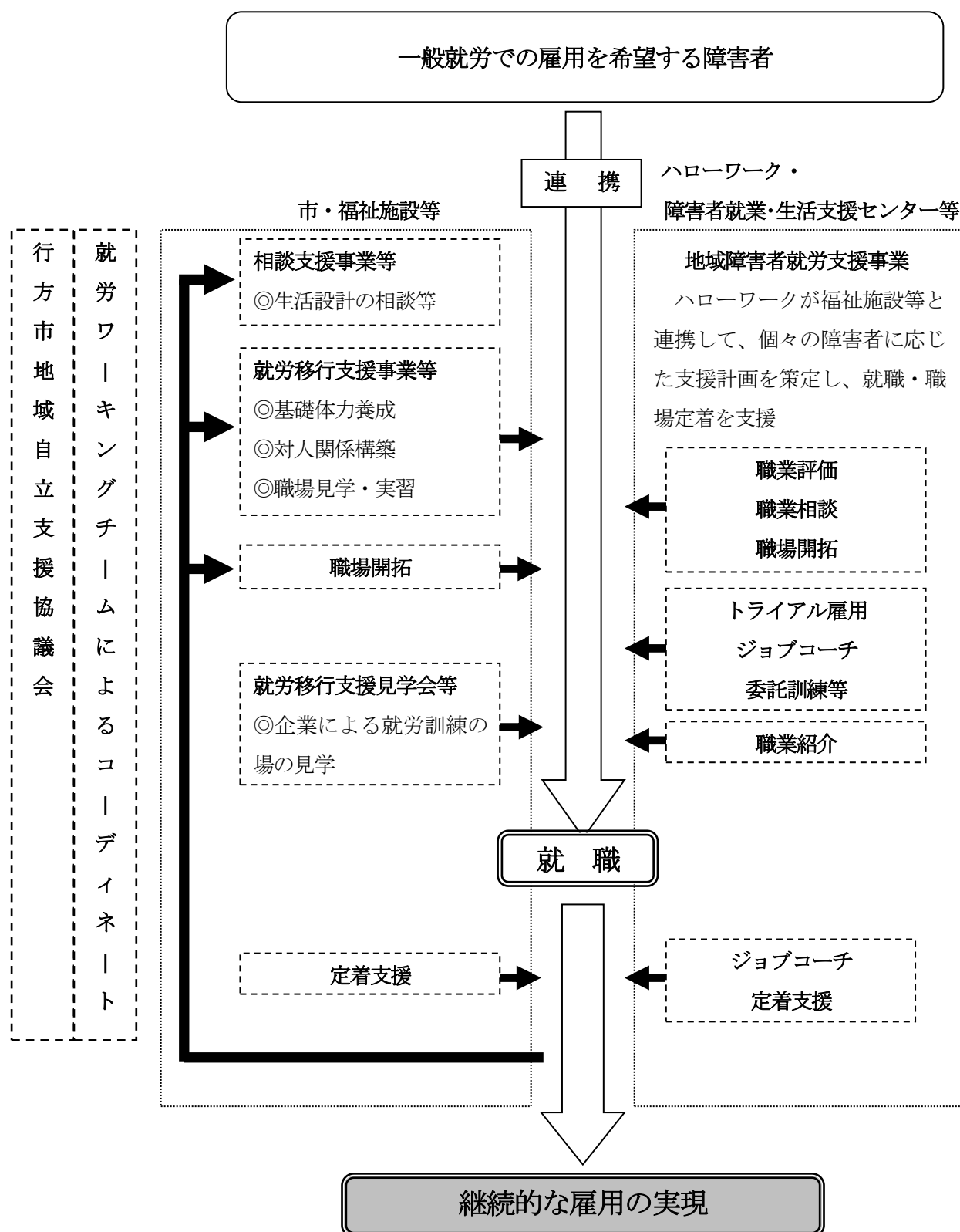
① 国の指針

障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は圏内に少なくとも1つを整備する。

② 本市の目標

一般就労移行者、病院や施設から地域への移行者、その他障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域生活支援のための拠点づくりについて近隣市町村等と情報交換をしながら進めていく必要があります。

図表 87 雇用と福祉の連携による就労支援



第4章 障害福祉サービス等の必要量の見込み とその確保のための方策

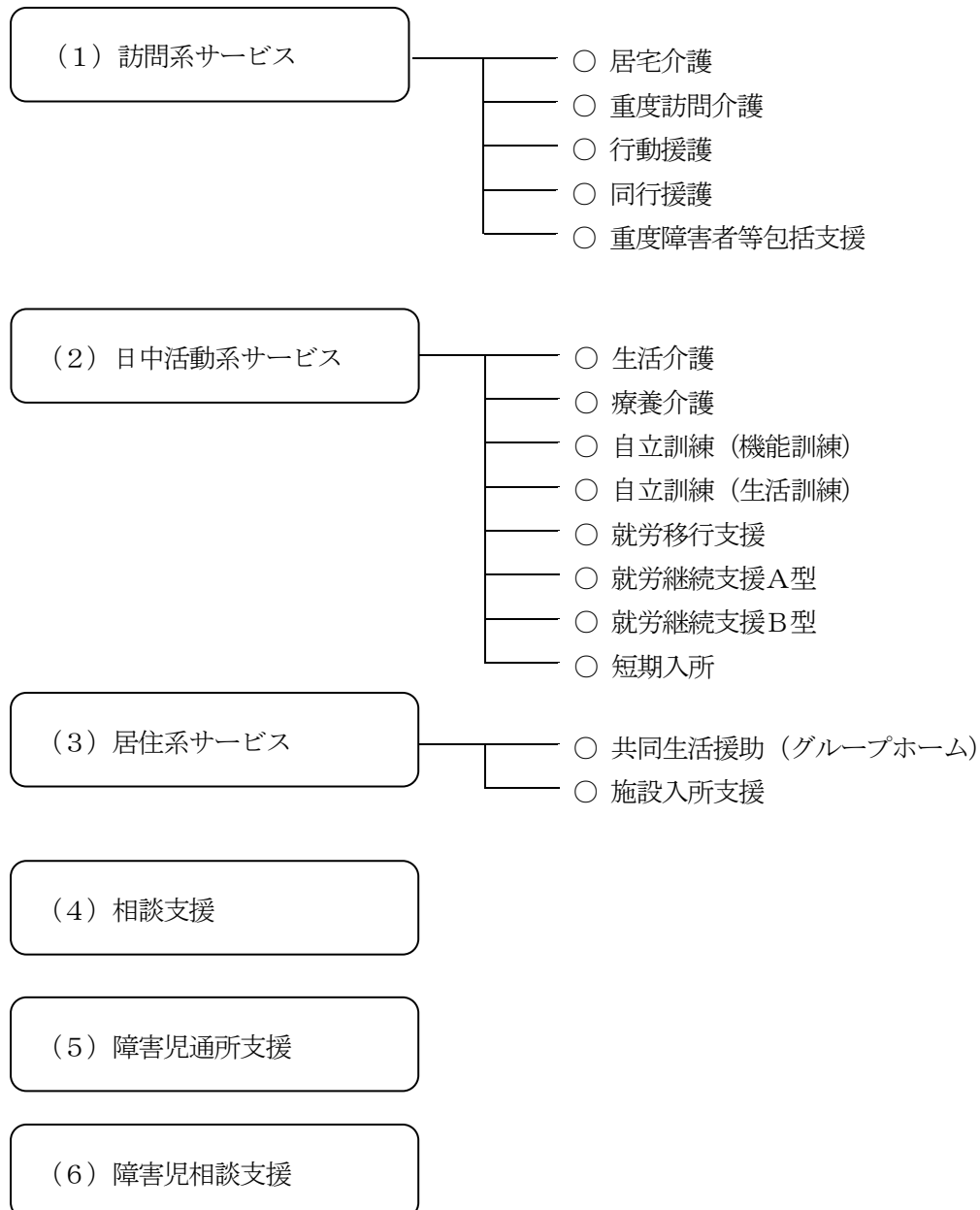
1. 障害福祉サービスの見込量の設定
2. 地域生活支援事業の実施に関すること

1. 障害福祉サービスの見込量の設定

本市は、平成29年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービスおよび相談支援の各サービスについて第1期から第3期までの実績や、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成27年度から平成29年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

図表 88 障害福祉サービス等一覧



(1) 訪問系サービス

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、本市における利用ニーズは年々高まっています。

第4期のサービス見込量は、第3期までの実績や高齢化に伴う利用者数の増加などを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、今後、施設からの退所、病院からの退院など、地域で生活する障害者が増えると見込まれるので、より一層のサービス基盤の確保に努めていきます。

居宅介護支援事業所は市内にもありますが、ここ数年のサービス実績の上昇をみると、近隣の事業所も活用しながら支援を進めていかなければなりません。

図表 89 訪問系サービスの見込量

(単位：人・時間)

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス種別				
居宅介護	実人数	69	71	76
	延時間	1,193	1,233	1,313
重度訪問介護	実人数	0	0	0
	延時間	0	0	0
行動援護	実人数	3	4	4
	延時間	24	32	32
同行援護	実人数	5	5	5
	延時間	15	15	15
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0
	延時間	0	0	0
計	実人数	77	80	85
	延時間	1,232	1,280	1,360

(2) 日中活動系サービス

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練等の他日中の居場所づくりなど、地域生活支援の重要な拠点となっています。

第4期のサービス見込量は、第1期から第3期の実績や、今後の特別支援学校卒業生の進路の見込みなどを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。

市内では、生活介護は「ひなたぼっこ」・「コスモス館」短期入所は「玉寿荘」が実施しています。

また、就労継続支援B型は「ドリームハウス」・「フリーダム」・「いもや」・「コスモス館」・「まんてん」が実施していることから、平成29年度利用者見込量を93人と見込みました。

図表 90 日中活動系サービスの見込量

(単位：人・時間)

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス種別				
生活介護	利用者数	97	99	99
	延時間	1,940	1,980	1,980
自立訓練（機能訓練）	利用者数	1	1	1
	延時間	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	利用者数	3	3	3
	延時間	34	34	34
就労移行支援	利用者数	10	10	10
	延時間	193	193	193
就労継続支援（A型）	利用者数	8	10	13
	延時間	116	220	286
就労継続支援（B型）	利用者数	90	92	93
	延時間	2,070	2,116	2,346
短期入所	利用者数	15	15	15
	延時間	150	150	150
療養介護	利用者数	5	5	5
	延時間	155	155	155
計	利用者数	226	230	231
	延時間	4,655	4,741	4,971

（３）居住系サービス

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで大変重要な取り組みです。本市における各年度のサービス見込量は、第１期から第３期の実績や、福祉施設からの地域移行の受け入れ先の必要性を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保については、入所施設による共同生活援助（グループホーム）の整備を促進するとともに、新たな事業者への必要な支援に努めます。

今後は、本人の希望や生活能力により、施設入所からグループホームへの移行を進めていきます。

図表 91 居住系サービスの見込量

(単位：人)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス種別			
共同生活援助（グループホーム）	28	31	35
施設入所支援	68	64	60
計	96	95	95

(4) 相談支援

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

障害のある人または保護者が、障害福祉サービスを適切に利用することで自立した生活を営むことができるよう、支給決定を受けた人の心身の状況や、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を考慮して、サービス利用計画を作成します。

計画相談支援については、第3期の実績を踏まえ平成29年度の利用者を265人と設定しました。全てのサービス利用者が支援を受けることができるように、計画相談事業所等へ働きかけて相談支援専門員の育成をはかり増員を目指します。

地域移行、地域定着支援については、各事業所の整備状況及び地域における居住スペースや日中活動の場の整備状況を踏まえ29年度の見込み量を各1人としました。

図表 92 居住系サービスの見込量

(単位:人)

年 度 サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	258	260	265
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1
計	260	262	267

(5) 障害児通所支援

障害児が身近な地域で必要な支援を受け、保護者も安心して生活を送れるように、事業所の設置や受入れ状況等を鑑み、見込み量を設定しました。

図表 93 通所支援の見込量 (月間)

(単位:人)

年 度 サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援 (チャイルドハウス ひまわり)	実人数	4	4	4
	延人数	62	62	62
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0
	延人数	0	0	0
放 課 後 等 デ イ サービス (コスモス館、ディホームきらきら)	実人数	28	30	32
	延人数	235	253	271
保育所等訪問支援	実人数	0	0	0
	延人数	0	0	0
計	実人数	32	34	36
	延人数	297	315	333

(6) 障害児相談支援

障害福祉サービス等を利用しながら、障害児及び保護者がいきいきと充実した生活を送ることができるよう支援していきます。

計画相談支援は、療育手帳を取得した後、児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスを利用する障害児に対し、指定特定相談支援事業者(計画相談支援専門員)がサービス等利用計画を作成し、

サービス事業者との連絡調整を行います。

サービスの支給量が決定すると、利用者に対しサービスの利用に関する情報が掲載された受給者証が発行されます。平成26年度のサービス利用者は24人ですが、利用児の増加を見込んで平成29年度は30人と設定しました。

図表 94 障害児相談支援の見込量（年間）

（単位：人）

サービス種別	年 度		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	26	28	30

2. 地域生活支援事業の実施について

平成25年4月より、障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業は大きく変わりました。あらたな地域生活支援事業は、障害福祉サービスに係る給付と並んで、障害者および障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むうえで極めて重要な事業と位置づけられています。

地域生活支援事業の見込量は、第1期から第3期の利用実績や今後の基盤整備の動向を踏まえつつ、次のとおり設定します。

なお、見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

（1）地域生活支援事業（必須事業）

① 相談支援事業

相談支援事業については、市の窓口のほかに、事業所に相談業務を委託して事業を進めていきます。障害のある人が、地域で気軽に相談支援を受けられるような支援体制を整備し、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等行います。

また、相談支援事業の充実と機能強化を図るために相談支援事業所とともに、地域自立支援協議会の個別会議や専門部会等と連携し課題解決に努めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備を行うとともに法人後見の支援対策を検討してまいります。

図表 95 相談支援等事業の見込量

区 分		年 度	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業（メイプル）		箇所	1	1	1
	地域自立支援協議会		-	有	有	有
成年後見制度利用支援事業			人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業			有無	検討	検討	検討

② 意思疎通支援事業

この事業は、視聴覚に障害があり意思疎通を図ることに支障がある人に関して、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業と手話奉仕員を養成する事業の二つがあります。

手話通訳者派遣事業については、事業に関する周知を行いながら、日常生活において手話通訳を必要としている人の利用促進を図ります。

また、手話奉仕員養成研修事業については、講師となる手話通訳者が、圏内には非常に少ない状況ですが、近隣市町村及び関係機関と連携を図り、手話奉仕員の養成について検討を進めてまいります。

図表 96 意思疎通支援事業の見込量

区 分 \ 年 度		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
意思疎通支援事業		人	3	4	5
手話奉仕員養成研修了者数		人	0	2	2

③ 日常生活支援事業

障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、介護・訓練支援用具等の給付やストマ用品等の排泄管理支援用具等の給付を行います。

図表 97 日常生活支援事業の見込量

区 分 \ 年 度		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具等給付事業	介護・訓練支援用具 (介護ベット・特殊マット、特殊尿器、移動リフト等)	件	10	10	11
	自立生活支援用具 (入浴・浴槽用いす、すのこ、ポータブル便器、つえ等)		3	3	4
	在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器、透析液加温器、ネプライザー等)		5	6	7
	情報・意思疎通支援用具 (拡大読書器、文字読み上げ装置、点字器、人工喉頭等)		10	10	11
	排泄管理支援用具 (ストマ用品・洗腸用具、紙おむつ等)		490	520	550
	居宅生活動作補助用具 (居室、玄関、台所、トイレなどの住宅改修(風呂以外))		4	4	5

④ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出のための支援を行います。

図表 98 移動支援事業の見込量

年 度		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区 分					
移動支援事業（市社協、爰の会、ユーアイ）		人	20	21	22

⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、在宅の障害のある人の日中の活動の場として、社会福祉法人やNPO法人に委託して実施します。

図表 99 地域活動支援センターの見込量

年 度		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区 分					
地域活動 支 援 セ ン タ ー	Ⅰ 型 メイプル（精神）	箇所	1	1	1
		人	4	5	6
	Ⅲ型（精神）	箇所	2	2	2
	れいめい	人	2	2	3
	スマイルハウス	人	3	3	3
	Ⅲ型 ドリームハウス（知的・身体）	箇所	1	1	1
		人	6	7	8

⑥ 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業

アンケートから、差別や偏見を感じている人や「障害に対する理解が少ない」と感じている人が少ない結果が出ています。

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されますが、障害を持っている人が嫌な思いをしないで生活できるよう、いろいろな場で啓発を深めていきます。

⑦ 障害者等、家族、地域住民が自発的に行う活動に対する支援事業

障害のある人及びその家族等が自主的に行う活動については積極的に支援を行います。

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

図表 100 行方市で実施する任意事業の見込量

年 度		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区 分					
日常生活支援	訪問入浴サービス (ニチイケア、ウエルシア等)	件	4	5	6
	日中一時支援事業 (コスモス館、ひなたぼっこ、鹿島育成園、たまりメリーホーム、はーとふるビレッジ 等)	箇所	17	18	20
		人	27	28	30
	障害児支援体制整備	-	障害児と保護者に対し継続的な支援ができるよう、児童発達支援センター事業の整備に努めます。		
就業就労支援	更生訓練費事業 (茨城県立リハビリセンター)	箇所	1	1	1
		人	1	1	1
社会参加支援	点字・声の広報等発行事業	-	行方市社会福祉協議会で実施		
	自動車運転免許取得費助成事業	件	1	1	2
	自動車改造費助成事業	件	1	1	2
	スポーツ講習会開催事業	回数	3	3	3

第5章 計画の点検及び評価

1. 点検及び評価の基本的な考え方
2. 点検及び評価体制
3. 点検及び評価結果の周知
4. 自立支援協議会の役割

1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成26年度目標値として設定した項目について、福祉施設の入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価します。

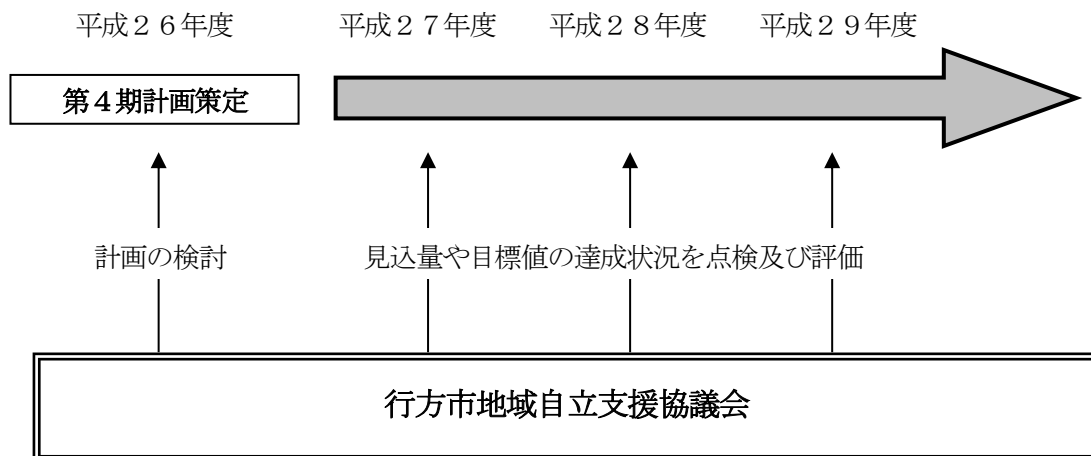
2. 点検及び評価体制

今後は、「行方市地域自立支援協議会」が計画を点検及び評価する役割を担い、関係機関の参加のもとで、毎年度点検・評価を実施します。

3. 点検及び評価結果の周知

「行方市地域自立支援協議会」が点検及び評価した結果については、広く市民に周知を図ります。

図表 101 計画の達成状況の点検及び評価



4. 自立支援協議会の役割

行方市地域自立支援協議会は、障害のある方の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たし、次の事項について協議を行う場です。

【協議事項】

- ・福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- ・行方市障害福祉計画の達成状況の確認
- ・地域の社会資源の開発及び改善
- ・困難事例の対応の協議
- ・個別の支援検討会議

なお、協議会は全体会議と個別会議で構成しますが、専門部会として①子ども支援部、②高齢者支援部、③就労支援部、④相談支援部を設置しており、必要に応じ専門部会毎の課題に対し、検討会議を開催し、全大会で深めていきます。

協議会の役割と運営のイメージは、次のとおりです。

図表 102 行方市地域自立支援協議会の役割と運営のイメージ

